

林地開発許可申請の事前確認事項

静岡市経済局農林水産部治山林道課
(治山係：054-354-2145)

1 土地利用規制状況の確認

他法令の規制状況はあるか。(土地利用幹事会(開発行為協議内容)を確認)

希少野生動植物の確認はしたか。(静岡県自然保護課：電話 054-221-3498)

2 森林法規制状況の確認

開発予定地は森林か。 →森林区域の確認：立地調査依頼(中部農林事務所治山課)

開発予定地内の森林区域(地域森林計画対象森林：通称「5条森林」)が1haを超えて含まれるか。

チェックなし→3へ チェックあり→4へ

3 小規模林地開発の手続き

伐採及び伐採後の造林届出書の提出

(1) 届出者：開発を行う者

(2) 届出時期：伐採開始日の90日前から30日前の間

(3) 提出書類(1部)

- ・伐採及び伐採後の造林届出書
- ・別紙内訳表
- ・位置図
- ・土地利用計画平面図
- ・森林区域図
- ・求積図

4 林地開発の手続き

林地開発許可申請書の提出

(1) 申請者：開発を行う者

(2) 申請時期：随時受付

(3) 提出書類(2部) ※静岡市林地開発許可申請書記載要領を確認してください

5 よくある質問と回答

Q1 事前協議書の提出は必要ですか？

A1 事前協議の制度はありません。担当者に内容の確認を行いながら申請書を作成してください。

Q2 森林審議会にかかりますか？

A2 林地開発許可にあたっては、全て森林審議会（林地保全部会）に諮ります。開催は年4回（6、9、12、3月）です。森林区域の改変面積が5ha未満の場合、森林審議会の開催を待たずに許可できる場合があります。

Q3 申請書はいつまでに提出する必要がありますか？

A3 森林審議会（林地保全部会）の開催日の2か月前までに、担当者の確認をすべて終えた（修正の必要がない）申請書を提出してください。

Q4 市の土地利用事業の対象ですが、先に林地開発の許可となりますか？

A4 市の土地利用事業の承認申請書と、林地開発許可申請書の作成・協議は同時に行い、双方の規制をクリアできるようにしてください。

先に市の土地利用事業の承認があれば、その承認をもって市長の同意に代えることができます。

Q5 森林審議会（林地保全部会）の開催から、何日程度で許可となりますか？

A5 特に問題がなければ、1か月程度で許可となります。

Q6 調整池を設置する場合、放流先河川はどこまで確認が必要ですか？

A6 原則として、海又は1級河川に至るまでの河川管理者に同意を得てください。1次放流先が市管理河川でも、その先に県管理河川がある場合、所管する県土木事務所にも同意を得てください。

Q7 地元への説明会は必要ですか？

A7 静岡市森林における開発行為の許可に係る指導要綱・要領に基づき、周辺自治会へ周知してください。

Q8 太陽光発電施設を計画しています。必要な森林率は何%ですか？

A8 工場・事業場の設置に該当しますので、森林率25%以上を確保してください。